

パブリックコメント募集!



「特別用途地区」都市計画素案・建築条例案

【概要】市が進めている中心市街地活性化基本計画認定の必須条件である、全準工業地域への床面積10,000㎡以上の大規模集客施設を立地規制する「特別用途地区」の都市計画素案および同地区に建築の制限をする「伊賀市特別用途地区建築条例」(案)に対する意見を募集します。

【募集期間】 2月23日(金)～3月16日(金) 必着

【素案の閲覧方法】 ※閲覧期間は上記募集期間と同様

- ①市ホームページ (<http://www.city.iga.lg.jp/>)
- ②本庁都市計画課および各支所産業建設課に資料を用意します。

【意見の提出方法】

意見を提出する件名(都市計画素案/建築条例案)を記載し、ご意見(「該当箇所」およびそれに対する「意見内容」)・住所・氏名・電話番号を明記の上、郵便・FAX・Eメール・持参のいずれかで提出してください。

【提出先・問い合わせ】

〒518-8501 伊賀市上野丸之内116番地
伊賀市建設部都市計画課
☎22-9826 FAX22-9838 ✉tokei@city.iga.lg.jp
※持参の場合は各支所産業建設課でも受け付けます。
※ご意見は3月11日の伊賀市中心市街地活性化基本計画タウンミーティングでも受け付けます。

中心市街地活性化基本計画素案

【概要】市では、中心市街地をコンパクトで賑わいのあるまちづくりの実現に向けて、都市機能の市街地への集約、まちなか居住の推進、都市福祉施設の整備および商業の活性化等に関する事業を一体的に取り組むため、市民の皆さんの参画を得て「伊賀市中心市街地活性化基本計画」を策定します。

【募集期間】 2月23日(金)～3月16日(金) 必着

【素案の閲覧方法】 ※閲覧期間は上記募集期間と同様

- ①市ホームページ (<http://www.city.iga.lg.jp/>)
- ②本庁企画調整課および各支所総務振興課に資料を用意します。

【意見の提出方法】

意見を提出する件名(中心市街地活性化基本計画素案)を記載し、ご意見(「該当箇所」およびそれに対する「意見内容」)・住所・氏名・電話番号を明記の上、郵便・FAX・Eメール・持参のいずれかで提出してください。

【提出先・問い合わせ】

〒518-8501 伊賀市上野丸之内116番地
伊賀市企画振興部企画調整課企画政策係
☎22-9620 FAX22-9628 ✉kikaku@city.iga.lg.jp
※持参の場合は各支所総務振興課でも受け付けます。

タウンミーティング 入場無料

現在計画中の「伊賀市交通計画」「伊賀市中心市街地活性化基本計画」について、タウンミーティングを開催します。市民の皆さんから広くご意見をいただきたいと思っておりますので、ぜひご参加ください。

■伊賀市交通計画

【とき】 3月10日(土) 午後1時30分～
【ところ】 ウェルサンピア伊賀 4階「白鳳の間」
【内容】 市におけるバス交通・鉄道の役割について
【問い合わせ】 本庁企画調整課交通政策係
☎22-9621 FAX22-9628

■伊賀市中心市街地活性化基本計画

【とき】 3月11日(日) 午後1時30分～
【ところ】 上野フレックスホテル 2階オークホール
【内容】 中心市街地活性化基本計画素案について
【問い合わせ】 本庁企画調整課企画政策係
☎22-9620 FAX22-9628

伊賀市交通計画案

【概要】市では、公共交通の実情と直面する課題を整理して、公共交通のあり方や見直しの基準、事業者・利用者・行政などの役割について検討し、持続可能な公共交通を確立するため、市民の皆さんの参画を得て「伊賀市交通計画」を策定します。

【募集期間】 3月1日(木)～3月14日(水) 必着

【素案の閲覧方法】

- ①市ホームページ (<http://www.city.iga.lg.jp/>)
- ②本庁企画調整課および各支所総務振興課に資料を用意します。

【意見の提出方法】

意見を提出する件名(交通計画案)を記載し、ご意見(「該当箇所」およびそれに対する「意見内容」)・住所・氏名・電話番号を明記の上、郵便・FAX・Eメール・持参のいずれかで提出してください。

【その他】ダイヤ・経路・運賃などの個別内容のご意見などは参考としますが回答はいたしません。

【提出先・問い合わせ】

〒518-8501 伊賀市上野丸之内116番地
伊賀市企画振興部企画調整課交通政策係
☎22-9621 FAX22-9628 ✉kikaku@city.iga.lg.jp
※持参の場合は各支所総務振興課でも受け付けます。